

第 3930 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2010年)平成22年 2月 3日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

脱税犯に対する罰則の強化

Q：今年度の税制改正では、脱税犯に対する罰則規定が強化されるそうですが、どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

- ① 直接税及び間接税等の脱税犯に係る懲役刑の上限を現行の5年（源泉所得税に係るものは3年）から10年に引き上げられます。ただし、航空機燃料税及び電源開発促進税については5年（現行3年）、印紙税については3年（現行1年）とされます。
- ② 直接税及び間接税等の脱税犯に係る罰金刑の上限（定額部分）を、直接税及び消費税については1,000万円（現行500万円）に、間接税（消費税、航空機燃料税及び電源開発促進税制を除く）については100万円（現行50万円、印紙税は20万円）にそれぞれ引き上げられます。ただし、源泉所得税不納付犯に係るものは200万円（現行100万円）とし、源泉所得税不納付犯を除く源泉所得税の脱税犯に係るものは100万円（現行50万円）とされます。
- ③ 所得税の脱税犯の対象に、非居住者の給与につき源泉徴収を受けない場合の申告に係るものが加えられます。
- ④ 滞納処分免脱犯に係る罰金刑の上限を、納税者又はその財産を占有する第三者については250万円（現行50万円）に、これらの者の相手方については150万円（現行30万円）にそれぞれ引き上げられます。

